

## 【参考資料】

○ 生活保護法（昭和25年5月4日号外法律第144号）

（指定の更新）

第49条の3 第49条の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2～3 （省略）

4 前条及び健康保険法第68条第2項の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）

（保険医療機関又は保険薬局の指定の更新）

第68条 第63条第3項第1号の指定は、指定の日から起算して6年を経過したときは、その効力を失う。

2 保険医療機関（第65条第2項の病院及び診療所を除く。）又は保険薬局であつて厚生労働省令で定めるものについては、前項の規定によりその指定の効力を失う日前6月から同日前3月までの間に、別段の申出がないときは、同条第1項の申請があつたものとみなす。

○ 生活保護法施行規則（昭和25年5月20日厚生省令第21号）

（厚生労働省令で定める指定医療機関）

第10条の5 法第49条の3第4項で準用する健康保険法第68条第2項の厚生労働省令で定める指定医療機関は、保険医（同法第64条に規定する保険医をいう。）である医師若しくは歯科医師の開設する診療所である保険医療機関又は保険薬剤師（同法第64条に規定する保険薬剤師をいう。）である薬剤師の開設する保険薬局であつて、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの又はその指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているものとする。



○ 生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和36年9月30日社発第727号）

第4 医療扶助指定機関

1 指定医療機関の指定の際の留意事項

(1)～(3) （省略）

(4) 指定医療機関の指定の有効期間は6年間とし、6年ごとに更新の申請を行わせ、上記(1)の指定手続と同様に審査するものとする。ただし、保険医療機関や保険薬局であつて、指定医療機関の指定を受けた日から、おおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療や調剤しているもの又はその者と同一世帯に属する配偶者等のみが診療若しくは調剤に従事しているものについては、その指定の効力を失う日前6月から同日前3月までの間に別段の申出がないときは、更新の申請があつたものとみなすものであること。